

12. ひとり親家庭への支援

経済的支援

母子父子寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、各種資金を貸し付けます。

貸付資金は、就学資金、技能習得資金、生活資金、医療介護資金などがあります。

問い合わせ先 子ども家庭センター 子ども家庭係 TEL 092-942-1159

JR 通勤定期乗車券の割引

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、JRの列車の通勤定期を購入する場合、普通定期券が割引(3割)されます。ただし他の割引と併用することはできません。

問い合わせ先 子ども家庭センター 保育・手当係 TEL 092-942-1157

児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活安定と児童福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童(又は20歳未満の障がいを持っている児童)を監護・養育している方に支給します。

手続 必要書類は個人で異なります。まずは申請する本人が子ども家庭センターに来庁ください。担当が聞き取りのうえ書類を説明します。

手当の支給 請求日の属する月の翌月分から支給されます。1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2か月分が支払われます。

手当の月額 所得に応じて全部支給と一部支給があります。

区分	児童1人
全部支給	46,690円
一部支給	46,680円～11,010円

第2子以降については、全部支給の場合11,030円加算、一部支給の場合11,020円～5,520円加算

※支給額は令和7年4月からの改定額です。

問い合わせ先 子ども家庭センター 保育・手当係 TEL 092-942-1157

ひとり親家庭等医療

ひとり親家庭等の生活安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を監護・養育している方に医療費の一部を助成する制度です。医療機関で受診する際、マイナ保険証や資格確認書(旧健康保険証)と一緒にひとり親家庭等医療証を提示することで自己負担が軽減されます。

手続 必要書類は個人で異なりますので、申請する本人が市民国保課に来庁してください。

手当の月額

区分	自己負担限度額
入院外	1医療機関につき 800円/月
入院	1医療機関につき 500円/日(月7日限度)

※診断書作成や差額室料等保険診療分以外のものは対象外です。

※加入する健康保険の内容が変わった場合、住所や氏名を変更した場合は届け出が必要です。

問い合わせ先 市民国保課 年金・医療係 TEL 092-942-1194

就 業 支 援

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成します。

対象講座 雇用保険教育訓練給付金制度の指定講座(ハローワークのHP参照)

受講前に申請を行い、講座の指定を受ける必要があります。

支給額 受講経緯費の 6 割 (上限160万円)

※修学年度に応じて40万円×年数、最大320万円を上限とする。1 万 2 千円以下は対象外

※雇用保険法による教育訓練給付金等の受給資格がある方は、上記支給割合による支給額から、雇用保険法による教育訓練給付金等の支給額を差し引いた額

問い合わせ先 子ども家庭センター 子ども家庭係 TEL 092-942-1159

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が就職に有利な資格を取得するため、6 か月以上養成機関で修業する場合、修業期間(48か月を上限)に毎月訓練促進費を、また修了後に修了支援金を支給します。

対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師など

支給額 修了支援金は卒業後に支給します。

区 分	訓練促進費	修了支援金
市民税非課税世帯	月額 10万円 ※(14万円)	5万円
市民税課税世帯	月額 7万500円 ※(11万500円)	2万5千円

※()内は最終年度の金額

問い合わせ先 子ども家庭センター 子ども家庭係 TEL 092-942-1159

相 談 支 援

ひとり親 サポートセンター

養育費に関する質問(離婚前相談も可能)、就業に関する相談に専門相談員がお答えしています。

より専門的なアドバイスが必要な場合は、弁護士による法律相談をご紹介します。

問い合わせ先 ひとり親サポートセンター 春日センター

住所 春日市原町3-1-7(クローバープラザ6階)

TEL 092-584-3931